

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年8月13日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛史
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石川 一志
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石川 一志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 159,181,840円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,748株	普通株式は全て譲渡制限株式です。 当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要しますが、寿不動産㈱、当社取締役、当社監査役その他別途取締役会の定めた者のいずれか二者間の譲渡による取得については、当社取締役会の承認があったものとみなします。なお、当社は単元株制度を採用していません。

(注) 1. 2018年3月26日(月)開催の定時株主総会における募集事項の決定の取締役会への委任決議及び2018年8月10日(金)開催の取締役会決議により行うものであります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	100,748株	159,181,840	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	100,748株	159,181,840	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,580	-	1株	2018年8月29日(水)~ 2018年8月31日(金)	-	2018年8月31日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サントリーホールディングス株式会社 総務部	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大阪営業部	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
159,181,840	200,000	158,981,840

(注)1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用であり消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額158,981,840円は、全額を2019年3月末までに長期借入金返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	サントリー持株会	
所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	
出資額	21,985百万円	
組成目的	当社と当社の従業員であるサントリー持株会の会員とが一体となって当社グループの発展のために努力するとともに、会員の財産形成に資することをその目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員	100%
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 持松 明弘
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社の割当予定先に対する出資額	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	34,443,008株
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事（理事長1名、副理事長1名を含む）を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	退会者の株式を再配分するまでの間、当社が退会者からの買取り代金を一時的に立替えております。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2018年7月31日現在のものです。

2. サントリー持株会は、当社の従業員持株会であります。

(2) 割当予定先の選定理由

当社従業員の財産形成及び経営への参画意識醸成を通じて当社グループの企業価値の向上を図るため、サントリー持株会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 100,748株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、当社従業員である会員の拠出金によって払込みを行う予定であることを確認しており、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行使します。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする従業員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】**(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

発行価格につきましては、連結簿価純資産方式（直前の当社定時株主総会に提出された決算日現在の当社の連結財政状態計算書における「親会社の所有者に帰属する持分」合計から「その他の資本の構成要素」及び配当金を控除した額を決算日当日における当社の発行済株式総数で除する方法）に基づき算定しております。当該方式は算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、有利発行に該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本自己株式処分による発行数の発行済株式総数に占める割合が0.01%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
寿不動産株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	613,818	89.52	613,818	89.51
サントリー持株会	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	34,443	5.02	34,543	5.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,871	1.00	6,871	1.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	6,871	1.00	6,871	1.00
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,871	1.00	6,871	1.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,871	1.00	6,871	1.00
公益財団法人サントリー生命科学財団	京都府相楽郡精華町精華台八丁目1番地1	3,590	0.52	3,590	0.52
サントリーホールディングス株式会社(自己株式)	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	1,480	-	1,380	-
佐治 信忠	東京都港区	652	0.10	652	0.10
鳥井 信吾	神戸市東灘区	539	0.08	539	0.08
計	-	682,010	99.25	682,010	99.25

(注) 1. 2018年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨て表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日（2018年3月27日）以後本有価証券届出書提出日（2018年8月13日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2018年8月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 最近の業績の概要

2018年8月7日に公表した第10期中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）に係る中間連結財政状態計算書、中間連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、これらの中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了したものではありませんので、中間監査報告書は受領していません。

中間連結財政状態計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	359,518	211,110
営業債権及びその他の債権	396,645	424,493
その他の金融資産	19,687	6,024
棚卸資産	408,822	431,039
その他の流動資産	66,914	63,110
小計	1,251,588	1,135,779
売却目的で保有する資産	23,152	210
流動資産合計	1,274,741	1,135,989
非流動資産		
有形固定資産	660,481	683,654
のれん	882,123	865,862
無形資産	1,469,110	1,436,600
持分法で会計処理されている投資	41,544	39,746
その他の金融資産	135,882	128,944
繰延税金資産	75,394	77,237
その他の非流動資産	40,297	38,289
非流動資産合計	3,304,835	3,270,335
資産合計	4,579,576	4,406,325

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
負債及び資本		
負債		
流動負債		
社債及び借入金	291,501	262,421
営業債務及びその他の債務	515,323	556,275
その他の金融負債	103,578	71,372
未払法人所得税等	29,478	29,272
引当金	12,383	14,774
その他の流動負債	84,614	78,993
小計	1,036,880	1,013,110
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	6,215	-
流動負債合計	1,043,096	1,013,110
非流動負債		
社債及び借入金	1,539,763	1,373,453
その他の金融負債	72,908	67,633
退職給付に係る負債	41,478	42,251
引当金	7,979	7,045
繰延税金負債	307,115	291,995
その他の非流動負債	21,520	18,889
非流動負債合計	1,990,767	1,801,267
負債合計	3,033,863	2,814,377
資本		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金	133,885	133,853
利益剰余金	1,064,603	1,132,972
自己株式	1,006	1,006
その他の資本の構成要素	62,735	115,097
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,204,747	1,220,721
非支配持分	340,965	371,226
資本合計	1,545,713	1,591,947
負債及び資本合計	4,579,576	4,406,325

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
売上収益(酒税込み)	1,151,029	1,189,390
酒税	123,903	124,210
売上収益(酒税控除後)	1,027,125	1,065,179
売上原価	517,734	550,380
売上総利益	509,390	514,799
販売費及び一般管理費	392,394	405,797
持分法による投資利益	4,036	2,876
その他の収益	3,326	15,163
その他の費用	7,096	3,909
営業利益	117,262	123,132
金融収益	2,393	5,103
金融費用	15,411	12,291
税引前利益	104,244	115,944
法人所得税費用	31,524	20,083
中間利益	72,720	95,861
中間利益の帰属		
親会社の所有者	54,620	74,792
非支配持分	18,099	21,068
中間利益	72,720	95,861
1株当たり中間利益		
基本的1株当たり中間利益(円)	79.76	109.08

営業利益から調整後営業利益への調整表

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
営業利益	117,262	123,132
組織再編関連費用	2,804	707
災害損失	763	47
関係会社株式売却損益、事業譲渡損益	152	12,173
その他	1,750	457
調整項目合計	1,666	11,876
調整後営業利益	118,928	111,255

3 自己株式の取得等の状況

第9期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況
該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2018年8月13日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	687,136,196
保有自己株式数	1,480,748

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月27日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年3月19日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣 浩二	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川合 直樹	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2017年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2017年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年3月19日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣 浩二	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川合 直樹	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2017年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。